

生活交通ネットワーク計画
(地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統関係)

平成26年 6月19日

(名称) 日出町生活交通確保維持協議会
(代表者名) 会長 今宮 禮二

生活交通ネットワーク計画の名称

日出町地域内フィーダー系統確保維持計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

日出町は、面積 73.24 平方キロメートル、東西に 19.2 キロメートル、南北に 9.2 キロメートルで、大分自動車道、宇佐別府道路、大分空港道路の 3 本の高規格道路が交差しているため、自家用車を保有する人にとって利便性の高い地域となっている。一方、町内の主要道路（国道 10 号及び国道 213 号）から離れた集落は、公共交通が運行していない交通空白地域となっているため、自家用車を保有していない人、特に高齢者の移動が制限されている。

そこで、本協議会では、平成 23 年度地域公共交通調査事業補助金を活用して公共交通に関する実態調査を実施し、その調査結果に基づいた公共交通体系の構築を行っている。それを基に、平成 24 年 10 月 1 日から地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用したコミュニティバス及び路線バスの運行を開始しており、運行状況を注視しながらさらなる利便性の向上が図られるよう努めているところである。

平成 25 年 6 月に提出した生活交通ネットワーク計画（平成 25 年 9 月認定）作成時に運行計画の一部見直しを行い、現運行を実施しているところであるが、平成 26 年 3 月に実施した住民へのニーズ調査において、コミュニティバス等に対する多数の要望が寄せられている。

本計画については、現在の運行計画の検証を行うとともに、ニーズ調査の結果に基づいた形で運行が行われるよう見直しを行っており、これら公共交通体系の確保・維持・改善を目的としたものである。

《地域協働推進事業に関する事項》

(1) 地域協働推進事業の実施内容

地域協働推進事業で実施する内容については、下記①から⑤

- ①日出町ホームページ等の広報媒体に地域公共交通に関する情報提供を行う
- ②バス利用者や住民にニーズ調査を実施し、コミュニティバスの運行ルート、運行時刻、運行便数の改善を行うとともに民間バス事業者等へも要望活動を実施する
- ③公共交通マップを作成し、町内全世帯に各戸配布及び転入者に配布を行う
- ④総合時刻表を作成して町内全世帯に各戸配布及び転入者に配布を行う
- ⑤他の交通機関との接続改善、新たな需要施設への停留所新設等を検討・実施する

を行うことにしており、平成 26 年度にフィーダー系統の特例措置の対象となった南端県道線については、①から④を関係する取り組みとして実施している。

(2) 地域内フィーダー系統特例措置の対象となっている系統の概要

平成 26 年度より地域内フィーダー系統特例措置の対象となっている南端県道線については、平成 19 年より運行を行っていた無償バスを平成 24 年 10 月より有償のコミュニティバスに変更し、その際に運行ルート、運行時刻、運行便数等の一部変更を行った路線となっている。運行ルートは、目刈（南端地区）を起点として町の中心部へ向かうルートとなっており、月・水・金曜（祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日の間を除く）に各 2 往復便で運行している。26 人乗りの車両を利用し、乗車料金は、他のコミュニティバス同様一乗車につき 200 円としている。

(3) バス交通のサービスレベルの見直し内容

コミュニティバスについて、今回の増便は平成26年3月に実施した住民アンケートによる要望を踏まえた改善となっている。現行の1台体制から2台体制での運行へと変更し、週1回2往復便の運行を平成26年10月から週2回各2往復便の運行とするよう改善を行う。また、周辺部をフリー乗降とすることにより、利用者がバス停まで移動する距離が緩和され、サービスレベルの向上を図っている。

民間路線バスについて、今回路線延長を実施して新規系統扱いとなる深江線、小深江線、真那井線も同様で、住民アンケートによる要望を踏まえた見直しとなっており、現在運行中の牧の内線、平原線、軒の井線についても同様の変更としている。具体的には、区画整理内（中央公民館前等）を運行するルートにし、終点であった会下から保健福祉センターまで路線延長している。また、中心部のクローズドドア区間の廃止を行うことで、近距離での移動が可能となるなど、利便性の向上が図られている。これらにより、コミュニティバスと同様の改善が図られ、住民ニーズにも合致した内容となっている。

※別途、地域協働推進事業に係る資料を添付

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

《コミュニティバス》

路線名	現状値	平成27年度	平成28年度	平成29年度
豊岡線	4人	コミュニティバス7路線の1日当たりの利用者数の合計人数を、45人（現状値の総計）よりも増加させる。	コミュニティバス7路線の1日当たりの利用者数の合計人数を、前年度よりも増加させる。	コミュニティバス7路線の1日当たりの利用者数の合計人数を、前年度よりも増加させる。
藤原赤松線	9人			
藤原一北線	8人			
川崎線	2人			
大神線	8人			
南端農道線	6人			
南端県道線	8人			

※現状値は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの平均乗車実績

《民間路線バス》

路線名	現状値	平成27年度	平成28年度	平成29年度
深江線	7人	民間路線バス6路線の1日当たりの利用者数の合計人数を、53人（現状値の総計）よりも増加させる。	民間路線バス6路線の1日当たりの利用者数の合計人数を、前年度よりも増加させる。	民間路線バス6路線の1日当たりの利用者数の合計人数を、前年度よりも増加させる。
小深江線	6人			
牧の内線	8人			
平原線	4人			
軒の井線	9人			
真那井線	19人			

※現状値は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの平均乗車実績

(2) 事業の効果

現行路線の確保・維持・改善を行うことで、以下のような効果が期待できる。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常生活に必要不可欠な移動手段の確保 ・ 外出機会の増加、社会参加の促進及び地域の活性化 ・ 新たなコミュニティの構築及び生きがいつくりの場の形成
3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付 変更箇所説明図、運行系統の概要及び運行予定者に係る資料を添付 既存系統の変更キロ程に係る資料を添付</p>
4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」を添付 ※なお、日出町から運行事業者（国東観光バス株式会社）への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。</p>
5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
<p>日出町（市町村営有償運送） 国東観光バス株式会社（事業者）</p>
6. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法【活性化法 法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
<p>該当なし</p>
7. 別表4の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3 回以上で足りると認めた系統の概要【地域間幹線系統のみ】
<p>該当なし</p>
8. 別表4の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準 ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧【地域間幹線系統のみ】
<p>該当なし</p>
9. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要【地域内フィーダー系統のみ】
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付</p>
10. 車両の取得に係る目的・必要性【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式 車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
<p>該当なし</p>
11. 車両の取得に係る定量的な目標・効果【車両減価償却費等国庫補助金・公有民 営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標		
該当なし		
(2) 事業の効果		
該当なし		
12. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額【 <u>車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】		
該当なし		
13. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）【 <u>公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】		
該当なし		
14. 協議会の開催状況と主な議論		
年度	回数	議論の内容
平成23年度	全7回	協議会設立、規約改正（地域公共交通会議の機能）、調査事業に関係すること等について合意
平成24年度	全4回	事業評価、ネットワーク計画認定申請書、自家用有償旅客運送、民間路線バスの態様及び運賃に関すること等について合意
平成25年度	第1回	事業評価について合意
	第2回	地域公共交通総合連携計画書、ネットワーク計画認定申請書について合意
	第3回	地域協働推進事業計画書、ネットワーク計画変更認定申請書、自家用有償旅客運送について合意
	第4回	協働推進事業報告、自家用有償旅客運送について合意
平成26年度	第1回	ネットワーク計画認定申請書、地域協働推進事業に係る補助金申請について合意（H26.6.3開催）
※各年度は、4月1日～3月31日の間で記載。		
15. 利用者等の意見の反映		
<p>現行の計画については、平成23年度の地域公共交通調査事業補助金を活用した実態調査において、聴き取りを行った利用者等の意見を反映して計画を基準にし、平成25年度（平成24年10月1日～平成25年9月30日）の運行結果を基に改善を加え、区長等の意見も参考にしながら作成したものとなっている。今回作成する計画については、利用者を含めた全</p>		

世帯に対してニーズ調査を実施し、その意見を反映した計画となっている。

16. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	大分県東部振興局地域振興部
関係市区町村	日出町、日出町福祉対策課、日出町健康増進課
交通事業者・交通施設管理者等	国東観光バス(株)、日出町タクシー協会、大分県バス協会、大分県タクシー協会、大分県別府土木事務所、杵築日出警察署
地方運輸局	大分運輸支局
その他協議会が必要と認める者	日出町区長会、日出町社会福祉協議会、国東観光バス(株)

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 大分県速見郡日出町 2974-1

(所 属) 日出町 政策推進課

(氏 名) 西 原 千 貴

(電 話) 0 9 7 7 - 7 3 - 3 1 1 6

(e-mail) nishihara.kazuyoshi@town.hiji.oita.jp